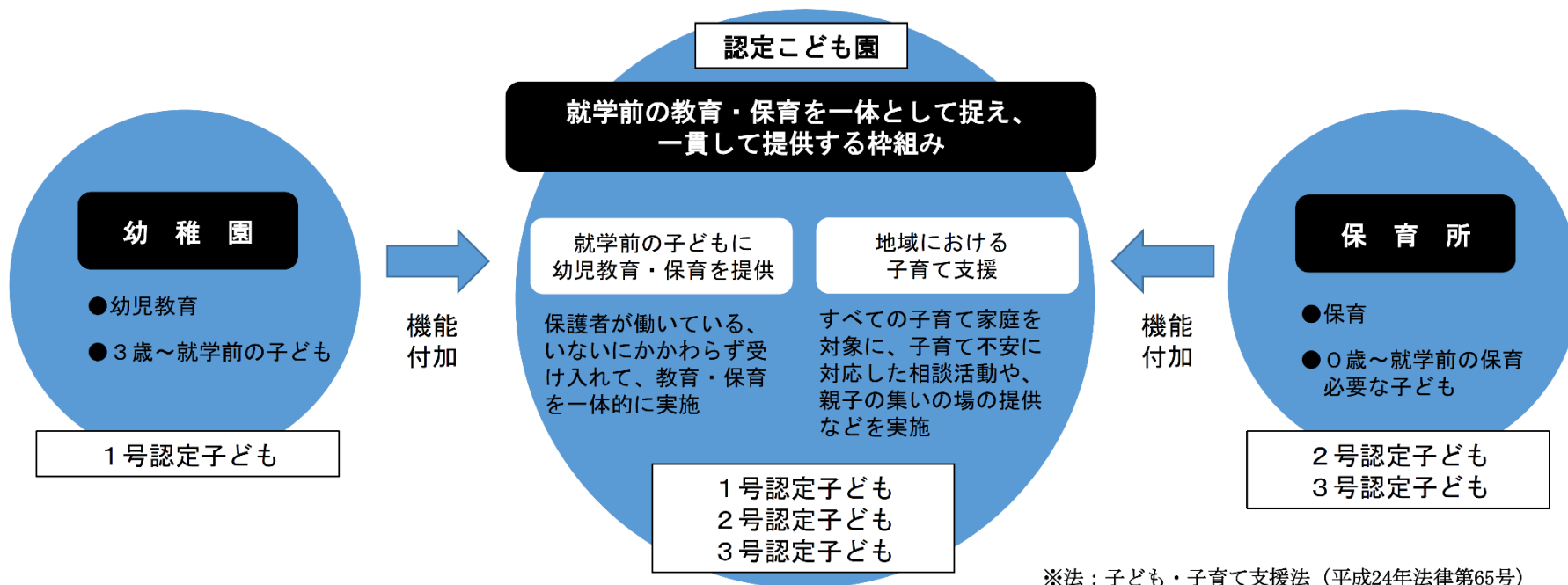


## 幕別町立認定こども園条例の概要

### 1 認定こども園の概要

- ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能  
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)
- ② 地域における子育て支援を行う機能  
(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



※法：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

- 1号認定子ども：満3歳以上の未就学児（2号認定子どもを除く）（法第19条第1号）  
2号認定子ども：満3歳以上の未就学児で保護者の労働等により「保育を必要とする事由」に該当する子ども（法第19条第2号）  
3号認定子ども：満3歳未満で保護者の労働等により「保育を必要とする事由」に該当する子ども（法第19条第3号）

## 2 認定こども園設置類型別の特徴

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地域裁量型
概要	・認可保育所と 認可幼稚園が連携したもの	・認可幼稚園が 保育所機能を備えたもの	・認可保育所が 幼稚園機能を備えたもの	・認可外の保育所、幼稚園が 認定こども園の機能を備えたもの
法的性格	・学校＋児童福祉施設	・学校 (幼稚園＋保育所機能)	・児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	・幼稚園機能＋保育所機能
設置主体	・国、自治体、 学校法人、社会福祉法人	・国、自治体、学校法人	・制限なし	
職員の要件	・保育教諭 (幼稚園教諭＋保育士資格)	○ 満3歳児以上 ・両免許・資格の併有が望ましいが、いずれかでも可 ○ 満3歳児未満 ・保育士資格が必要	○ 満3歳児以上 ・両免許・資格の併有が望ましいが、いずれかでも可 ○ 満3歳児未満 ・保育士資格が必要	○ 満3歳児以上 ・両免許・資格の併有が望ましいが、いずれかでも可 ○ 満3歳児未満 ・保育士資格が必要
給食提供	・2号、3号子どもに対する食事の提供義務、自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳児以上は、外部搬入可）			
時間 開園日	・11時間開園、土曜日開園が原則	・地域の実情に応じて設定	・11時間開園、土曜日開園が原則	・地域の実情に応じて設定

幕別町立認定こども園条例（附則第4条） 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例				
○特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和53年3月14日 条例第8号)					○特別職の職員で医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和53年3月14日 条例第8号)				
第1条～第4条 略					第1条～第4条 略				
別表 (単位：円)					別表 (単位：円)				
区分		報酬		費用弁償額	区分		報酬		費用弁償額
		単位	報酬額				単位	報酬額	
保健 医師	指導医	年額	670,000	町長相当額。ただし、日当は13,500	保健 医師	指導医	年額	670,000	町長相当額。ただし、日当は13,500
	指導歯科医	年額	270,000	町長相当額。ただし、日当は13,500		指導歯科医	年額	270,000	町長相当額。ただし、日当は13,500
	巡回診療医	日額	12,400	町長相当額。ただし、日当は9,100		巡回診療医	日額	12,400	町長相当額。ただし、日当は9,100
予防接種医師		—	—	町長相当額。ただし、日当は1箇所につき29,300	予防接種医師		—	—	町長相当額。ただし、日当は1箇所につき29,300
保育所・幼 稚園学校医 師等	医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500	認定こども 園・保育 所・学校医 師等	医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500
	歯科医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500		歯科医師	—	—	町長相当額。ただし、日当は21,500
	薬剤師	—	—	町長相当額。ただし、日当は10,800		薬剤師	—	—	町長相当額。ただし、日当は10,800
	補助者	—	—	町長相当額。ただし、日当は2,900		補助者	—	—	町長相当額。ただし、日当は2,900
産業医		月額	25,100	町長相当額。ただし、日当は650	産業医		月額	25,100	町長相当額。ただし、日当は650
備考 略					備考 略				

## 幕別町立認定こども園条例（附則第5条） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																												
<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第23条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第4条関係） 等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職務の級</th> <th style="width: 90%;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>主事、技師、保育士、保健師、<u>栄養士又は教諭</u>の職務 主事補又は技師補の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td>主任の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td>主査の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td>主幹、次長又は場長の職務 係長、副主幹、保育所長、保育長、保育士長、<u>技師長又は教諭長</u> の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長又は監査委員事務 局長の職務 重要な業務を行う主幹、次長又は場長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>部長、室長、会計管理者、支所長又は議会事務局長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	主事、技師、保育士、保健師、 <u>栄養士又は教諭</u> の職務 主事補又は技師補の職務	2級	主任の職務	3級	主査の職務	4級	主幹、次長又は場長の職務 係長、副主幹、保育所長、保育長、保育士長、 <u>技師長又は教諭長</u> の職務	5級	課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長又は監査委員事務 局長の職務 重要な業務を行う主幹、次長又は場長の職務	6級	部長、室長、会計管理者、支所長又は議会事務局長の職務	<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第23条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第4条関係） 等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職務の級</th> <th style="width: 90%;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>主事、技師、保育士、保健師<u>又は栄養士</u>の職務 主事補又は技師補の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td>主任の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級</td> <td>主査の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級</td> <td>主幹、次長又は場長の職務 係長、副主幹、<u>園長</u>、保育所長、保育長、<u>副園長</u>、保育士長<u>又は</u> <u>技師長</u>の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長又は監査委員事務 局長の職務 重要な業務を行う主幹、次長又は場長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>部長、室長、会計管理者、支所長又は議会事務局長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	主事、技師、保育士、保健師 <u>又は栄養士</u> の職務 主事補又は技師補の職務	2級	主任の職務	3級	主査の職務	4級	主幹、次長又は場長の職務 係長、副主幹、 <u>園長</u> 、保育所長、保育長、 <u>副園長</u> 、保育士長 <u>又は</u> <u>技師長</u> の職務	5級	課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長又は監査委員事務 局長の職務 重要な業務を行う主幹、次長又は場長の職務	6級	部長、室長、会計管理者、支所長又は議会事務局長の職務
職務の級	標準的な職務																												
1級	主事、技師、保育士、保健師、 <u>栄養士又は教諭</u> の職務 主事補又は技師補の職務																												
2級	主任の職務																												
3級	主査の職務																												
4級	主幹、次長又は場長の職務 係長、副主幹、保育所長、保育長、保育士長、 <u>技師長又は教諭長</u> の職務																												
5級	課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長又は監査委員事務 局長の職務 重要な業務を行う主幹、次長又は場長の職務																												
6級	部長、室長、会計管理者、支所長又は議会事務局長の職務																												
職務の級	標準的な職務																												
1級	主事、技師、保育士、保健師 <u>又は栄養士</u> の職務 主事補又は技師補の職務																												
2級	主任の職務																												
3級	主査の職務																												
4級	主幹、次長又は場長の職務 係長、副主幹、 <u>園長</u> 、保育所長、保育長、 <u>副園長</u> 、保育士長 <u>又は</u> <u>技師長</u> の職務																												
5級	課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長又は監査委員事務 局長の職務 重要な業務を行う主幹、次長又は場長の職務																												
6級	部長、室長、会計管理者、支所長又は議会事務局長の職務																												

幕別町立認定こども園条例（附則第6条） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公の施設の使用料等に関する条例 (令和4年3月24日 条例第10号)</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 町長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 町内の<u>保育所</u>、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（特別支援学校を含む。以下同じ。）が、町が認める行事のために使用する場合</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>第11条～第18条 略</p> <p>別表 略</p>	<p>○幕別町公の施設の使用料等に関する条例 (令和4年3月24日 条例第10号)</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 町長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 町内の<u>認定こども園</u>、<u>保育所</u>、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（特別支援学校を含む。以下同じ。）が、町が認める行事のために使用する場合</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>第11条～第18条 略</p> <p>別表 略</p>

## 幕別町立認定こども園条例（附則第7条） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町学校給食センター条例  <span style="float: right;">（平成9年12月19日 条例第32号）</span></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 幕別町立<u>幼稚園</u>、<u>小学校</u>、<u>中学校</u>及び<u>へき地保育所</u>（以下「町立学校等」という。）の給食を実施する施設として、幕別町学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第6条 略</p>	<p>○幕別町学校給食センター条例  <span style="float: right;">（平成9年12月19日 条例第32号）</span></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 幕別町立<u>小学校</u>、<u>中学校</u>及び<u>へき地保育所</u>（以下「町立学校等」という。）の給食を実施する施設として、幕別町学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第6条 略</p>

幕別町立認定こども園条例（附則第8条） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																					
<p>○幕別町立保育所条例 (平成25年 3月22日 条例第13号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育所の名称、位置及び児童の入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="107 660 1093 828"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別中央保育所</td> <td>幕別町寿町2番地5</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>札内さかえ保育所</td> <td>幕別町札内北栄町23番地1</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td>札内北保育所</td> <td>幕別町札内新北町75番地1</td> <td>90人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第8条 略</p>	名称	位置	定員	幕別中央保育所	幕別町寿町2番地5	90人	札内さかえ保育所	幕別町札内北栄町23番地1	120人	札内北保育所	幕別町札内新北町75番地1	90人	<p>○幕別町立保育所条例 (平成25年 3月22日 条例第13号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 保育所の名称、位置及び児童の入所定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 660 2130 828"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札内さかえ保育所</td> <td>幕別町札内北栄町23番地1</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td>札内北保育所</td> <td>幕別町札内新北町75番地1</td> <td>90人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第8条 略</p>	名称	位置	定員	札内さかえ保育所	幕別町札内北栄町23番地1	120人	札内北保育所	幕別町札内新北町75番地1	90人
名称	位置	定員																				
幕別中央保育所	幕別町寿町2番地5	90人																				
札内さかえ保育所	幕別町札内北栄町23番地1	120人																				
札内北保育所	幕別町札内新北町75番地1	90人																				
名称	位置	定員																				
札内さかえ保育所	幕別町札内北栄町23番地1	120人																				
札内北保育所	幕別町札内新北町75番地1	90人																				

## 幕別町立認定こども園条例（附則第9条） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町保育料条例</p> <p style="text-align: right;">（平成27年3月20日 条例第11号）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する町が定める額（以下「保育料」という。）及び法第87条に規定する子どものための教育・保育給付に関する報告義務等の違反に対する罰則並びに町立保育所における認定保育時間を超えて行う保育（以下「<u>町立保育所延長保育</u>」という。）の利用に要する費用（以下「<u>町立保育所延長保育料</u>」という。）及び法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>町立保育所</u>における入所児童の保護者から給食提供に係る費用のうち副食材料費（以下「<u>町立保育所副食材料費</u>」という。）その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>（保育料）</p>	<p>○幕別町保育料条例</p> <p style="text-align: right;">（平成27年3月20日 条例第11号）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する町が定める額（以下「保育料」という。）及び法第87条に規定する子どものための教育・保育給付に関する報告義務等の違反に対する罰則並びに<u>町立保育所又は町立認定こども園</u>（以下「<u>町立保育所等</u>」という。）における認定教育時間又は認定保育時間を超えて行う保育（以下「<u>町立保育所等延長保育</u>」という。）の利用に要する費用（以下「<u>町立保育所等延長保育料</u>」という。）及び法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>町立保育所等</u>における入所児童の保護者から給食提供に係る費用のうち副食材料費（以下「<u>町立保育所等副食材料費</u>」という。）その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>町立認定こども園 幕別町立認定こども園条例（令和5年条例第 号）第1条の規定に基づき設置した認定こども園をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（保育料）</p>



現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第3条 略 2及び3 略 4 保育料のうち保育所（法第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「<u>保育所保育料</u>」という。）については町長に、それ以外のものについては直接それぞれ利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に納付するものとする。</p> <p><u>（町立保育所延長保育料）</u> 第4条 <u>町立保育所延長保育</u>を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもは、あらかじめ町長の承認を受けて<u>町立保育所延長保育料</u>を町長に支払わなければならない。 2 <u>町立保育所延長保育料</u>の額は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p><u>（町立保育所副食材料費）</u> 第5条 町長は、<u>町立保育所副食材料費</u>を徴収するものとし、その額は、月額4,500円とする。ただし、次に掲げる場合を除く。 <u>(1) 満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満（別表第1備考7に掲げる世帯に属する満3歳以上教育・保育認定子どもにあっては77,100円以下）であるものに係る町立保育所副食材料費</u> <u>(2) 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長の児童から順に3人目以降となる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る町立保育所副食材料費</u></p>	<p>第3条 略 2及び3 略 4 保育料のうち保育所及び認定こども園（法第7条第4項に規定する保育所及び<u>認定こども園</u>をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「<u>保育所等保育料</u>」という。）については町長に、それ以外のものについては直接それぞれ利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に納付するものとする。</p> <p><u>（町立保育所等延長保育料）</u> 第4条 <u>町立保育所等延長保育</u>を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもは、あらかじめ町長の承認を受けて<u>町立保育所等延長保育料</u>を町長に支払わなければならない。 2 <u>町立保育所等延長保育料</u>の額は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p><u>（町立保育所等副食材料費）</u> 第5条 町長は、<u>町立保育所等副食材料費</u>を徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 <u>(1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき3,600円。ただし、幕別町立認定こども園条例第4条第2項第2号から第4号までの休業日がある月においては、当該月の教育の提供を行う日の合計日数に180円を乗じて得た額とする。</u> <u>(2) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき4,500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる子どもの場合であって、教育の提供を行わない日において副食の提供を受けた場合は、その合計日数に180円を乗じて得た額を同号に掲げる額に加算するものとする。 3 第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の町立保育所等副食</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>2 月の途中において入所し、又は退所した児童の<u>町立保育所副食材料費</u>（当該事由があった月の提供分に限る。）については、<u>25日を基礎として日割によって計算して得た額とする。</u></p> <p>（保育料等の額の決定等）</p> <p>第6条 町長は、保育料、<u>町立保育所延長保育料又は町立保育所副食材料費</u>（以下「保育料等」という。）の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>第7条 略</p>	<p><u>材料費は徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,100円以下であるもの</u></p> <p>(2) <u>小学校第3学年修了前子どもが同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長の児童から順に3人目以降となる満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u></p> <p>4 <u>第1項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる者の町立保育所等副食材料費は徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満（別表第1備考7に掲げる世帯に属する満3歳以上教育・保育認定子どもにあっては77,100円以下）であるもの</u></p> <p>(2) <u>保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長の児童から順に3人目以降となる満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u></p> <p>5 月の途中において入所し、又は退所した児童の<u>町立保育所等副食材料費</u>（当該事由があった月の提供分に限る。）については、<u>第1項第1号に該当する場合は20日を、第1項第2号に該当する場合は25日を基礎として日割によって計算して得た額とする。</u></p> <p>（保育料等の額の決定等）</p> <p>第6条 町長は、保育料、<u>町立保育所等延長保育料又は町立保育所等副食材料費</u>（以下「保育料等」という。）の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>第7条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例								
<p>(<u>保育所保育料、町立保育所延長保育料及び町立保育所副食材料費</u>の納付期限)</p> <p>第8条 <u>保育所保育料、町立保育所延長保育料及び町立保育所副食材料費</u>の納付期限は、毎月指定する期日までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="112 753 1075 837"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保育料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>町立保育所延長保育料</u></td> <td>1人1時間当たり200円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 町立保育所延長保育料の1月当たりの限度額は、5,000円とする。</u></p>	区分	保育料の額	<u>町立保育所延長保育料</u>	1人1時間当たり200円	<p>(<u>保育所等保育料、町立保育所等延長保育料及び町立保育所等副食材料費</u>の納付期限)</p> <p>第8条 <u>保育所等保育料、町立保育所等延長保育料及び町立保育所等副食材料費</u>の納付期限は、毎月指定する期日までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1160 753 2132 837"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保育料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>町立保育所等延長保育料</u></td> <td>1人1時間当たり200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	保育料の額	<u>町立保育所等延長保育料</u>	1人1時間当たり200円
区分	保育料の額								
<u>町立保育所延長保育料</u>	1人1時間当たり200円								
区分	保育料の額								
<u>町立保育所等延長保育料</u>	1人1時間当たり200円								

## 幕別町立認定こども園条例（附則第10条） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例												
<p>○幕別町子育て支援センター条例 (平成13年 9月14日 条例第20号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 幕別子育て支援センターに次のとおり分室を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別子育て支援センターまくべつ</td> <td>幕別町寿町2番地5 (幕別中央保育所内)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第6条 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	幕別子育て支援センターまくべつ	幕別町寿町2番地5 (幕別中央保育所内)	略		<p>○幕別町子育て支援センター条例 (平成13年 9月14日 条例第20号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 幕別子育て支援センターに次のとおり分室を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別子育て支援センターまくべつ</td> <td>幕別町寿町2番地5 (幕別認定こども園内)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第6条 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	幕別子育て支援センターまくべつ	幕別町寿町2番地5 (幕別認定こども園内)	略	
名称	位置												
幕別子育て支援センターまくべつ	幕別町寿町2番地5 (幕別中央保育所内)												
略													
名称	位置												
幕別子育て支援センターまくべつ	幕別町寿町2番地5 (幕別認定こども園内)												
略													